

労働者50人未満事業場のご担当者様

その1

健診後の無料個別健康相談のご案内

労働安全衛生法(第66条の7第1項)に基づく健康診断後の保健指導

保健師が事業場を訪問し、健康診断の結果で異常が認められた方(有所見者)や生活習慣に偏りがあり、健康の保持が必要な方、また健康に不安のある方に対して実施します。

健康相談実施までの流れ

健康相談をご希望の場合は裏面の申込書をFAXするなどにより申し込みをお願いいたします。

訪問する日時等事前の打ち合わせがございます。ご希望の2週間前までにお申し込みください。お申込み受理後、当センターよりご連絡いたします。

※医療保健者が行う「特定保健指導」については、ご加入の健康保険組合等にお問合せ下さい。

まずは、ご連絡ください!

TEL 022-267-4229
FAX 022-267-4283

いずれの支援も
無料でご利用
いただけます!



さんぼくん

その2

出張健康講話のご案内

宮城産業保健総合支援センターでは、保健師が直接事業場を訪問し労働者の健康課題に合わせた出張健康講話を行っています。社員研修の一環としてご利用ください!

- 利用は **無料** です
- 健康講話の当日に個別の健康相談が必須です(1名以上)

宮城産業保健総合支援センターの健康講話(例)

例1

どうして私が
高血圧に?!

- ・動脈硬化とは
- ・生活習慣と血圧の関係

例2

眠りの質を上げ
て効果的に休養
をとみましょう

例3

たばこの害を理
解してたばこを
やめましょう!

※健康講話の時間や内容は事業場の状況に合わせ応相談



宮城産業保健総合支援センター

〒980-6015 仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15F

<https://www.miyagis.johas.go.jp/>

(受付時間 平日/8:30~17:15)

みやぎさんぽ

検索



https://www.miyagis.johas.go.jp/

保健師による健診後の個別健康相談・出張健康講話申込書

年 月 日

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)
	事業内容	
	代表者	職名: 氏名:
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
	企業の情報※	企業名 () 労働者数 (人) 産業医数 (産業医 人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)
申込希望	<input type="checkbox"/> 個別健康相談のみ <input type="checkbox"/> 出張健康講話 (個別健康相談を含む)	
事業場訪問希望日	第1希望 年 月 日	第2希望 年 月 日
その他の連絡事項		

- ※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
- ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ・ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
 - ・ 訪問は平日の9時00分～17時00分の間に行います。
 - ・ 申込み受理後、後日当センターからご連絡いたします。

* 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 保健指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 上記に相違ありません。

はい いいえ



さんぽくん

【お問い合わせ先】

独立行政法人労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階 TEL : 022-267-4229

ホームページ : <https://www.miyagis.johas.go.jp> E-mail : sanpo04@miyagis.johas.go.jp